

白岡市下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新					旧				
第1条 白岡市下水道条例の一部改正 別表(第38条関係)					第1条 白岡市下水道条例の一部改正 別表(第38条関係)				
区分	基本使用料 (1月につき)		超過使用料 (1立方メートル増すごとに)		区分	基本使用料 (1月につき)		超過使用料 (1立方メートル増すごとに)	
	汚水排除量	金額	汚水排除量	金額		汚水排除量	金額	汚水排除量	金額
一般 汚水	10立方メートルまで	1,121円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	110円	一般 汚水	10立方メートルまで	952円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	93円
			20立方メートルを超え35立方メートルまで	124円				20立方メートルを超え35立方メートルまで	105円
			35立方メートルを超え50立方メートルまで	138円				35立方メートルを超え50立方メートルまで	117円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	151円				50立方メートルを超え100立方メートルまで	128円
			100立方メートルを超える分	166円				100立方メートルを超える分	141円
公衆 浴場 汚水	100立方メートルまで	8,326円	100立方メートルを超える分	82円	公衆 浴場 汚水	100立方メートルまで	7,068円	100立方メートルを超える分	70円
臨時	10立方メートルまで	2,774円	10立方メートルを超える分	277円	臨時	10立方メートルまで	2,355円	10立方メートルを超える分	235円
第2条 白岡市下水道条例の一部改正 別表(第38条関係)					第2条 白岡市下水道条例の一部改正 別表(第38条関係)				
区分	基本使用料 (1月につき)		超過使用料 (1立方メートル増すごとに)		区分	基本使用料 (1月につき)		超過使用料 (1立方メートル増すごとに)	
	汚水排除量	金額	汚水排除量	金額		汚水排除量	金額	汚水排除量	金額

参考資料

一般 汚水	10立 方メー トルま で	1,291円	10立方メー トルを超え20立 方メートルまで	126円
			20立方メー トルを超え35立 方メートルまで	142円
			35立方メー トルを超え50立 方メートルまで	159円
			50立方メー トルを超え100 立方メートルま で	174円
	100立 方メー トルま で		100立方メー トルを超える分	191円
公衆 浴場 汚水	100 立方メ ートル まで	9,584円	100立方メー トルを超える分	95円
臨時	10立 方メー トルま で	3,193円	10立方メー トルを超える分	319円

一般 汚水	10立 方メー トルま で	1,121円	10立方メー トルを超え20立 方メートルまで	110円
			20立方メー トルを超え35立 方メートルまで	124円
			35立方メー トルを超え50立 方メートルまで	138円
			50立方メー トルを超え100 立方メートルま で	151円
	100立 方メー トルま で		100立方メー トルを超える分	166円
公衆 浴場 汚水	100 立方メ ートル まで	8,326円	100立方メー トルを超える分	82円
臨時	10立 方メー トルま で	2,774円	10立方メー トルを超える分	277円